

平成 25 年 4 月 10 日

「平成 25 年度事業活動に係る要請について」

第 12 次労働災害防止推進計画のスタートに伴い建設業労働災害防止協会神奈川支部横浜南分会長に対して、文書要請「平成 25 年度事業活動に係る要請について」を実施しました。

当署におきましては、今後も、同協会と連携・協同し、建設業における労働災害の撲滅に一層努めてまいりますので、各現場におかれても、安全最優先での施工をお願いいたします。



要請の目的（趣旨）

当署管内（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）で発生した建設業の休業 4 日以上の労働災害については、平成 21 年から 100 件台を割り込み、平成 24 年は 74 件と逐年減少する一方、平成 24 年に 4 件の死亡災害が発生している。また、当年 3 月には、ビルの解体工事現場で天井部分が崩れて被災者が転落する死亡災害が発生している。

建設業における墜落・転落による死傷災害の割合は全国で 35%、県下で 32%を占めているのに対し、当署では 47%とその比率が高いことから、足場、はしご、屋根等からの墜落転落防止対策を強く推進する必要があること。また、昨年の死亡災害発生状況から、解体工事における労働災害防止及び過重労働による健康障害防止とメンタルヘルス対策についても強く推進することを目的に以下の要請を実施した。

要請事項

- 1 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づき「二丁掛け安全帯・ハーネス型安全帯」の普及促進に取り組むこと。
- 2 足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加えて、はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止対策を推進すること。
- 3 解体工事における労働災害防止対策を推進すること。
- 4 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策（心の健康づくり計画の策定）を推進すること。